令和元年度第4回本庄市総合教育会議　次第

日　時　令和　２年　３月　５日（木）
午後６時００分～
場　所　５０４会議室（本庄市役所５階）

１．開　　会

２．市長挨拶

３．教育長挨拶

４．議　　題

「新型コロナウイルスへの対応について」（情報共有・意見交換）

５．その他

６．閉　　会

【配布資料】
会議資料①：新型コロナウイルス感染症の経緯と市の対応について
会議資料②：本庄市教育委員会のこれまでの対応及び今後の対応について
参考資料１：本庄市総合教育会議運営要綱

会議資料①

新型コロナウイルス感染症の経緯と市の対応について

【新型コロナウイルス感染症の経緯及び国の動向】

年	月日	発生状況
R1	12 月	湖北省武漢市から世界保健機関（ＷＨＯ）へ当該肺炎の集団発生の報告
R2	1 月 15 日	国内（神奈川県）で初めて感染者確認（武漢市滞在歴のある中国人）
	1 月 27 日	新型コロナウイルス感染症を「指定感染症の指定する方針を決定
	1 月 31 日	ＷＨＯが「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に該当する」と発表
	2 月 1 日	新型コロナウイルス感染症を「指定感染症」とする政令施行
	2 月 17 日	厚生労働省が相談や受診の目安を公表
	2 月 20 日	厚生労働省が「イベントに関する国民の皆さまへのメッセージ」を発表
	2 月 24 日	感染症対策の基本方針の具体化に向けた見解を発表（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
	2 月 25 日	「新型コロナウイルス感染対策の基本方針」を決定
	2 月 27 日	厚生労働省が「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について」を通知

【埼玉県の動向】

年	月日	内　　容
R2	1 月 24 日	電話相談窓口の設置
	1 月 27 日	新型コロナウイルス対策会議　開催
	2 月 20 日	新型コロナウイルス対策本部　設置
	2 月 20 日	「県主催のイベントについて」発表
	2 月 28 日	「県民サポートセンターの開設について」発表 ※3 月 1 日開設（午前 9 時～21 時）。3 月 5 日から 24 時間対応。

【本市の対応】

年	月日	内　　容
R2	1 月 31 日	緊急庁議（第１回新型コロナウイルス対策打合せ会議） →毎週の庁議にて、今後の体制について協議を進める
	2 月 21 日	新型コロナウイルス対策本部設置。第 1 回会議開催（市主催のイベント等の対応方針　他）
	2 月 25 日	第２回新型コロナウイルス対策本部会議（市主催のイベント等の対応方針の周知　他）
	2 月 25 日	本庄市全員協議会に「新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた市主催のイベント等について」方針を報告
	2 月 26 日	第３回新型コロナウイルス対策本部会議（今後の方針（公共施設の対応等）　他）
	2 月 28 日	第４回新型コロナウイルス対策本部会議（市内患者発生時の対応他）※2/27 全国の小中高を臨時休校とする政府の要請
	3 月 4 日	第５回新型コロナウイルス対策本部会議（市内患者発生時の対応（継続）　他）

〇市民への周知

媒体	年	月日	内容
ＨＰ	R2	1 月 31 日	掲載（新型コロナウイルス関連情報）
		2 月 14 日	更新（厚労省の HP のリンクを張る：咳エチケット、マスク等の注意）
		2 月 18 日	更新（労働局の HP のリンクを張る：経済的影響にかかる特別労働窓口）
		2 月 21 日	掲載（個別のイベント中止情報・広報課）
		2 月 25 日	更新（市主催のイベント等方針を掲載） ※各自治会長に通知を送付
		2 月 27 日	更新（東京都感染症センターの HP のリンクを張る：家庭で看護するときのポイント）
		3 月 2 日	更新（首相官邸の HP のリンクを張る：首相メッセージ）
広　報紙	R2	2 月 15 日	広報ほんじょう　お知らせ版（相談窓口について）
		3 月 1 日	広報ほんじょう（相談窓口について）
		3 月 15 日（予定）	広報ほんじょう　お知らせ版（対策のポイント、市主催のイベント等の方針、相談窓口について）

〇本市の新型コロナウイルス対策本部について

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、2 月 21 日（金曜日）付けで設置しました。

（１）体制　本庄市新型インフルエンザ等対策本部に準じて設置

（本部長）市長、副市長、教育長、企画財政部長、総務部長、

市民生活部長、福祉部長、保健部長、経済環境部長、都市整備部長、

上下水道部長、教育委員会事務局長、議会事務局長、児玉総合所長、

秘書課長　広報課長　（事務局）健康推進課

（２）主な決定事項

①新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた市主催のイベント等について（別紙１）

（概要）

・方針に基づき、個別のイベント等については、各課で中止、延期等を検討する。

別　紙１

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた
市主催のイベント等についての対応方針

令和２年２月２１日

１．基本方針

以下をすべて満たすイベント等を除き、中止または延期を検討する。

①　参加者が特定できるもの（事前に予防対策等の周知が可能）

②　感染拡大防止の対策ができるもの

③　感染による重症化リスクが高い方や妊婦等の参加が見込まれないもの

２．開催方針

開催を決定したイベント等は、以下の対応をする。

①　参加者の体調確認（事前または受付時に風邪のような症状があるか、体温は高くないかを確認）

※体調不良と思われる場合は、参加を控えていただく。

②　手洗い、手指消毒やマスク着用を含む咳エチケット等の励行

③　屋内開催時の会場のこまかな換気

３．対象期間

令和２年３月末までのイベント等に適用し、感染拡大等の状況により適宜見直すこととする。

４．その他

国、県や他市町村の動向を注視するとともに、関係機関への周知を図り、協力を促す。

会議資料②

本庄市教育委員会のこれまでの対応　及び　今後の対応について

教育委員会作成

これまでの対応等

○2 月 28 日
　総理要請を受けて保護者あて文書発出　（資料１）

○市民等からの問い合わせ
　① 卒業式へ保護者参加の要望
　② 登校日について　なぜやるのか。危険では

○3 月 3 日休業開始
　　預かり登校状況　　小 221 人　中１人　　（資料２）

○3 月 4 日校長会
　　感染の拡大を防ぐ　感染者を出さない
　　子供への感染は大人から　保護者が感染しないことが大事
　・登校日については、保護者通知の再確認
　　「児童生徒の状況の把握と家庭学習の指導等」
　・卒業式についての意見聴取

○3 月 5 日　登校日

今後の対応

○卒業式について
　　県通知「実施する場合は、必要最小限（卒業生、保護者のみで実施するなど）かつ万全の感染予防策を講じた上で実施する」　→　卒業生、教職員
　　ケーブルテレビは、全校の卒業式の録画、後日の放映は可能で準備を進めている。

○修了式
　　県通知「修了式等は、実施しない」→　放送により実施

○県内の状況　　（資料３）

○専門家　　（資料４）
　WHO・中国合同チームの報告　　感染症対策本部の専門家会議

資料１　　㊙　　令和　２年　２月２８日

保護者様

本庄市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業（休校）について

昨日夜の「全国一斉休校要請」の報道には保護者の皆様も大変衝撃を受けたことと存じます。臨時休業（休校）の措置は、市町村の教育委員会が決めることとなっておりますので、この報道を受け、その対応を急遽検討してまいりました。

１カ月以上の、そしてこの時期の休校はこれまで経験がなく、様々な課題もあり、またこの地域においては感染者が発生していないこともあります。一方、昨夜の安倍首相の「何よりも、子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちや教員が日常的に長時間集まることによる大規模な感染リスクにあらかじめ備える」との発言、また、国民一丸となって感染拡大防止にあたっている現下の状況もあります。これらを総合的に判断し、市長部局とも情報の共有を図る中で、国、県の要請を受け、臨時休業（休校）の措置をとることとし、下記の対応を取ります。

保護者の皆様には大変ご負担をおかけすることとなりますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

１　期　間

３月３日（火）～３月２６日（木）

※３月２日（月）は通常通りの授業で給食もあります。

２　登校日

○毎週月・木曜日　８：２０～１１：５０（給食はありません）

※ただし、中学校３学年については除き、別途各学校から指示があります。

○児童生徒の状況の把握と家庭学習の指導等

○授業日ではありませんので休んでも「欠席」扱いとはなりません。体調を充分考えて登校させてください。

○健康観察の記録を持参させてください。

３　留意事項

○感染拡大防止の観点から不要不急、人混みへの外出は避け、ご家庭で過ごさせてくださ

い。また、手洗い・うがいの励行、咳エチケットやマスクの着用についてもご指導をお願いします。

〇引き続き、毎日の検温、健康観察をお願いします。登校日に記録を提出してください。

〇今後、学校と家庭との連絡等は、メール配信及び学校ホームページを基本に行われます。メール登録等がないため、連絡が困難な場合は、学校へ申し出てください。

〇臨時休業の期間中、児童生徒が体調を崩したり、事故等が発生したりした場合は、速やかに学校へ報告してください。

4　卒業式

中学校　３月１３日（金）　卒業生のみ（在校生・保護者・来賓の出席はありません）

小学校　３月２４日（火）　卒業生のみ（在校生・保護者・来賓の出席はありません）

5　修了式（卒業学年以外）

小中学校　３月２６日（木）（登校　８：２０）

6　部活動

中止

7　その他

どうしても仕事を休めないなど、ご家族で対応できない日については、次により学校で預かりますので各学校へご相談ください。ただし、体調が悪い場合はお預かりすることはできませんのでご承知おきください。（土日、祝日を除く）

① 対　象　小学校１，２，３学年の児童及び小中学校特別支援学級の児童生徒

② 時　間　８：３０～１４：３０まで　　弁当持参

③ 登下校　集団登下校が取れませんので、原則として保護者の送迎をお願いします。
また、健康観察の記録を持参させてください。

今後の状況により、変更となる場合があります。その場合は各学校から連絡があります。

資料２　預かりの状況　３月３日

	人数					活動内容	子供の様子	学校から	その他
	１年	２年	３年	特支	総計				
東小	9	9	8	12	38	・漢字、計算ドリル ・読書 ・国、算プリント	各学級に分かれて担当職員が対応。それぞれ集中して取り組んでいる。	・2週間分の希望を把握。 ・活動内容をどうするか。	
西小	0	3	3	0	6	・漢字、計算ドリル	一つの教室で、和気あいあいと取り組んでいる。担当はローテーション。		
藤田小	1	0	1	2	4	・漢字、計算ドリル	図書室で離れて活動。担任が対応し、落ちついて取り組んでいる。	・１週間の予定カードで把握。	
仁手小	2	1	1	0	4	・漢字、計算ドリル ・国、算プリント ・テスト直し	一つ教室に集まり、離れた位置で活動。担任が対応してよく取り組んでいる。	・低学年全員の動向を把握している。（～２６日）	・まちコミメールの検討 ・日誌への記入（臨時休業でよいか）
旭小	0	0	1	0	1	・漢字、計算ドリル	一人だったので、やや寂しい感じがした。教員が2時間ローテーションで対応。		学童が朝からやっている
北泉小	4	5	5	0	14	・漢字、計算ドリル	それぞれのクラスで、落ち着いて自習に取り組んでいた。	本庄南小、中央小、北泉小の３校で、統一して、保護者宛文書、保健観察カード、預かりカードを作成した。	
南小	16	8	9	0	33	・漢字、計算ドリル	2年生は二部屋、他は一部屋に集めている。自由な雰囲気で取り組む。		2年生はインフルエンザもいるとのこと。
中央小	4	3	0		7	・漢字、計算ドリル	７人だったので、１教室で自主に取り組んでいた。	大きな学童が４つあるので、そちらに行っている子が多いのでは、と沢野校長は言っていた。	
児玉小	23	19	16	2	60	・漢字、計算ドリル、プリント、外遊び	各学年ごとに、子ども同士の距離を離して学習させる。低学年の教員中心に全教職員で対応していた。		学校で預かる範疇でない事が予想できる児童も登校していた。開始よりも４５分も早く預けに来た保護者もいた。
金屋小	8	4	3	1	16	・漢字、計算ドリル、プリント、外遊び	１～３年生と特別支援の学級の２つの部屋に分けて対応。低学年の教員を中心に全教職員で対応していた。		
秋平小	8	6	5	1	20	・漢字、計算ドリル、プリント、外遊び	各学年ごとに、子ども同士の距離を離して学習させる。低学年の教員中心に全教職員で対応していた。		
共和小	7	4	5	2	18	・漢字、計算ドリル	それぞれの学年の教室で自習を行っていた。	昨日までは、１１人の予定だったが、今朝になって増えた。祖母や夜勤明けの父が連れてきた子については、説明して自宅で面倒を見てもらうよう依頼した。	
小学校計	82	62	57	20	221				
東中	0	0	0	0	0		※特支の生徒が１人来週から	・中３の登校日は１、２年と同じ。 ・卒業式をケーブルTVでできないか。	・卒業式当日に保護者が写真撮影をしたい
西中	0	0	0	0	0				職員会議中であった。
南中	0	0	0	0	0				
児玉中	0	0	0	0	0				

資料３

県内の状況

○臨時休業の状況

県内市町村の小中学校の休校開始日

2日	さいたま、川越、熊谷、川口、行田、所沢、加須、東松山、春日部、狭山、羽生、鴻巣、上尾、草加、越谷、蕨、入間、朝霞、志木、新座、久喜、八潮、富士見、三郷、蓮田、坂戸、幸手、鶴ヶ島、日高、吉川、ふじみ野、白岡、三芳、毛呂山、越生、嵐山、小川、川島、吉見、鳩山、ときがわ、横瀬、皆野、長瀞、小鹿野、寄居、杉戸、松伏
3日	秩父、本庄、深谷、和光、桶川、北本、伊奈、東秩父、美里、神川、上里、宮代
4日	戸田、滑川
5日	飯能

※2日正午現在、県教委まとめ

○卒業式の状況　　（3 月 3 日 18：00 現在の情報）

（中止）　越谷市、蕨市、蓮田市　　（新聞報道 3/3）

（卒業生のみ）

深谷市　（3/3　17：45 小柳教育長）

中学校長　卒業生のみ（8/10）　　卒業生、保護者（2/10）

卒業生のみで実施の理由

感染者が出てしまっては

あまり時間短縮をすると、卒業式の中身がなくなってしまう。

上里町、神川町、美里町

長瀞町

（卒業生、保護者）

○熊谷市　（3/3　17：30 野原教育長）

時間短縮でやる　　歌は 1 番のみなど工夫

卒業生、在校生（一部）、保護者

PTA 連合会からの要望もあった

○横瀬町、皆野町、寄居町

○川越市

卒業式にマスク1万枚

川越市 災害備蓄品配布へ

資料４

WHO・中国調査報告書症状の特徴－致死率など詳しい分析明らかに

2020 年 2 月 29 日 22 時 55 分　NHK

新型コロナウイルスの感染が広がっている中国で、WHO=世界保健機関などの専門家チームが行った共同調査の報告書が公表（2/28）され、感染者の症状の特徴や致死率などについて詳しい分析を明らかにしました。この報告書は、WHO が派遣した各国の専門家や中国の保健当局の専門家らによるチームが現地で調査にあたり、2 月 20 日までに中国で感染が確認された 5 万 5924 人のデータについて分析しています。

それによりますと、感染者からみられた症状は

▽発熱が全体の 87．9%、　▽せきが 67．7%、

▽けん怠感が 38.1%、　▽たんが 33．4%、

▽息切れが 18．6%　▽のどの痛みが 13．9%、

▽頭痛が 13．6%　などとなっています。

また、感染すると平均で 5 日から 6 日後に症状が出るとしています。

感染者のおよそ 80%は症状が比較的軽く、肺炎の症状がみられない場合もあったということです。呼吸困難などを伴う重症患者は全体の 13．8%、呼吸器の不全や敗血症、多臓器不全など命に関わる重篤な症状の患者は 6.1%だったということです。

重症や死亡のリスクが高いのは 60 歳を超えた人や高血圧や糖尿病、それに、循環器や、慢性の呼吸器の病気、がんなどの持病のある人だということです。

逆に子どもの感染例は少なく、症状も比較的軽いということで、19 歳未満の感染者は全体の 2.4%にとどまっていて、重症化する人はごくわずかだとしています。

子どもの感染について報告書では多くが家庭内での濃厚接触者を調べる過程で見つかったとしたうえで、調査チームが聞き取りを行った範囲では、子どもから大人に感染したと話す人はいなかったと指摘しています。　（家庭内の人から人）

一方、5 万 5924 人の感染者のうち死亡したのは 2114 人で、全体の致死率は 3．8%でした。致死率は高齢になるほど高く、80 歳を超えた感染者の致死率は 21.9%と 5 人に 1 人に上っています。

特に、合併症の患者は致死率が高く、

▽循環器の病気がある人は 13．2%、　▽糖尿病が 9．2%、

▽高血圧が 8．4%、　▽慢性の呼吸器の病気が 8．0%、

▽がんが 7．6%となっています。

また、感染拡大が最も深刻な湖北省武漢は、致死率が 5．8%なのに対し、その他の地域では、0．7%と大きな差が出ています。

さらに、ことし 1 月 1 日から 10 日までに発病した患者の致死率は 5.8%となっているのに対し、2 月 1 日以降に発病した患者の致死率は 0.7%と低く、感染拡大に伴って医療水準が向上した結果だと分析しています。

（案）

令和２年３月　日

保護者様

本庄市教育委員会

新型コロナウイルスの感染拡大防止についてのお願い

臨時休業（休校）が始まり、保護者の皆様には、大変ご負担をおかけしております。新型コロナウイルスの感染拡大を防止する重要な時期にありますなかで、適時適切な対応が求められえております。

そのような中、科学的見地に基づく発表が、WHO・中国合同による調査報告書（2 月 28 日発表）と感染症対策本部の専門家会議（3 月 2 日）からありました。

これらの内容を踏まえ、各御家庭において、これまで配布した「新型コロナウイルスを防ぐには」等も参考に、帰宅時や食事前の手洗い等感染予防対策の徹底を改めてお願いいたします。

特に、都内等へ通勤されている保護者につきましては、くれぐれもご注意いただきますようよろしくお願いします。

なお、ご家族の中に発熱や風邪症状のある方がいる場合は、お子様の学校への登校（月木の登校日、低学年等の預かり）は見合わせてください。

＜参考＞

WHO 調査報告書（2 月 28 日発表）

中国で、WHO（世界保健機関）などの専門家チームが行った共同調査の報告書が公表されました。この報告書は、WHO が派遣した各国の専門家や中国の保健当局の専門家らによるチームが現地で調査にあたり、2 月 20 日までに中国で感染が確認された 5 万 5924 人のデータについて分析しています。以下、関係ある特徴を紹介します。

〇80 歳を超えた人の致死率 21.9％に対して、19 歳未満の感染者は全体の 2.4％にとどまっていて、重症化する人はごくわずかである。

〇調査チームが聞き取りを行った範囲では、子どもから大人への感染は確認できなかった。

〇人から人への感染のほとんどは家庭内で起きている。

感染症対策本部の専門家会議（3 月 2 日）

②　せきやのどの痛み、発熱だけでも外出を控える。

②　風通しの悪い空間で近い距離で会話する場所やイベントへの参加を控える。

（当日追加資料）

令和２年３月５日
文部科学省

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について

２月27日（木）に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において総理大臣より新型コロナウイルス対策に関する発言がなされ、文部科学省等においてこれを受けた対応を進めているところ、概要は以下のとおり。

１．総理発言の概要

○　各地域において、子どもたちへの感染拡大を防止する努力がなされているが、ここ１～２週間が極めて重要な時期と認識。

○　（学校の設置者に対し、）日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備える観点から、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、来週３月２日から春休みまで、臨時休業を行うよう要請。

○　（学校等に対し、）入試や卒業式等を実施する場合には、感染防止のための措置を講じたり、必要最小限の人数に限って開催したりするなど、万全の対応をとるよう依頼。

○　行政機関や民間企業等に対して、引き続き、休みが取りやすくなる環境を整えるとともに、子どもを持つ保護者の方々への配慮を依頼。

○　こうした措置に伴って生じる様々な課題に対しては、政府として責任をもって対応。

２．総理発言を受けた文部科学省の対応

総理発言を受け、萩生田文部科学大臣より、以下の事項について、２月28日（金）朝に閣議後記者会見で発言するとともに、事務次官名で学校の設置者等に対し通知を発出。

① 国公私立の小中学校、高等学校、特別支援学校及び専修学校高等課程の設置者に対し、本年３月２日（月）から春休みまでの間、学校保健安全法に基づく臨時休業を行うよう要請

② 臨時休業の期間や形態は、地域や学校の実情、児童生徒の学習状況や家庭の状況を踏まえ、設置者において工夫

③ 臨時休業の実効性を担保するため、児童生徒に対し、基本的に自宅で過ごすよう指導

④ 学習に著しい遅れが生じないよう、家庭学習を適切に課す等の配慮

⑤ 課程の修了・卒業の認定等を弾力的に行い、進学等で不利にならないよう配慮

⑥ 教員の加配や学習指導員等の配置に必要な支援を、自治体の要望を踏まえ行う

⑦ 卒業式などを実施する場合には、感染防止のための措置や必要最小限の人数に限定した開催等の対策を講じて実施

⑧ 障害のある幼児児童生徒について、福祉部局等と連携した居場所の確保等

⑨ 高校入試については、感染防止の措置を講じた上で実施。また、感染者等への受験機会確保のため、追試の実施等について検討するよう依頼

本庄市総合教育会議運営要綱

参考資料１

○本庄市総合教育会議運営要綱

平成27年11月16日
告示第435号

（趣旨）
第1条　この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4の規定に基づき、本庄市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（所掌事務）
第2条　会議は、次に掲げる事項の協議及び調整を行う。
(1)　市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
(2)　教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
(3)　児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
（構成員）
第3条　会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。
（会議）
第4条　会議は、市長が招集し、会議の議長となる。
2　教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
（意見の聴取）
第5条　会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議に関する意見を聴くことができる。
（会議の公開）
第6条　会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。
（会議録の作成及び公表）
第7条　市長は、議事のほか次に掲げる事項を記載した会議録を会議の終了後遅滞なく作成し、前条ただし書の規定により会議を非公開とした部分を除き、これを公表するものとする。
(1)　開会及び閉会に関する事項並びにその日時
(2)　出席者及び欠席者の職及び氏名
(3)　議題及び配布資料
(4)　その他市長が必要と認めた事項
2　会議録には、市長及び市長が指名する1人の構成員が署名するものとする。
（調整結果の尊重）
第8条　会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調査の結果を尊重しなければならない。
（傍聴の手続）
第9条　会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を傍聴人受付簿に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。
（傍聴できない者）
第10条　次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、会議を傍聴することができない。
(1)　酒気を帯びていると認められる者
(2)　会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
(3)　その他市長が傍聴を不適当と認める者
（傍聴の制限）
第11条　市長は、傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、会議の傍聴を制限し、又は拒絶することができる。
（傍聴人の禁止行為）
第12条　傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。
(1)　みだりに傍聴席を離れること。
(2)　私語、談話、拍手等をすること。
(3)　議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
(4)　飲食又は喫煙をすること。
(5)　帽子、襟巻又は外とう類を着用すること。
(6)　写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をすること。ただし、特に市長の許可を得た者は、この限りでない。
(7)　その他会議の妨害となるような挙動をすること。
（傍聴人の退場）
第13条　傍聴人は、市長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。
（庶務）
第14条　会議の庶務は、企画財政部企画課において処理する。
（その他）
第15条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。